D_{28} ＝ 0.0203
D_{29} ＝ 0.0205
D_{30} ＝ 0.01012
$D_{令元}$ ＝ 0.00953
$D_{令2}$ ＝ 0.00168
$D_{令3}$ ＝ 0.00268
$D_{令4}$ ＝ 0.00442

E_n　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち更新事業に係るものの額に相当する額

F_{16} ＝ 0.011
F_{17} ＝ 0.011

G_n　流域下水道の整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち下水道事業債臨時措置分（復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費に係るものを除く。）の額に相当する額

H_{12} ＝ 0.050
H_{13} ＝ 0.044
H_{14} ＝ 0.039
H_{15} ＝ 0.054
H_{16} ＝ 0.054
H_{17} ＝ 0.055
H_{18} ＝ 0.053
H_{19} ＝ 0.053
H_{20} ＝ 0.05309
H_{21} ＝ 0.05110
H_{22} ＝ 0.05014
H_{23} ＝ 0.04930
H_{24} ＝ 0.04955
H_{25} ＝ 0.050
H_{26} ＝ 0.049
H_{27} ＝ 0.045
H_{28} ＝ 0.0461
H_{29} ＝ 0.0465

D_{28} ＝ 0.0203
D_{29} ＝ 0.0107
D_{30} ＝ 0.01014
$D_{令元}$ ＝ 0.00105
$D_{令2}$ ＝ 0.00168
$D_{令3}$ ＝ 0.00268

E_n　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち更新事業に係るものの額に相当する額

F_{16} ＝ 0.011
F_{17} ＝ 0.011

G_n　流域下水道の整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち下水道事業債臨時措置分（復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費に係るものを除く。）の額に相当する額

H_{12} ＝ 0.050
H_{13} ＝ 0.044
H_{14} ＝ 0.051
H_{15} ＝ 0.054
H_{16} ＝ 0.054
H_{17} ＝ 0.055
H_{18} ＝ 0.053
H_{19} ＝ 0.053
H_{20} ＝ 0.05312
H_{21} ＝ 0.05111
H_{22} ＝ 0.05017
H_{23} ＝ 0.04934
H_{24} ＝ 0.050
H_{25} ＝ 0.050
H_{26} ＝ 0.049
H_{27} ＝ 0.045
H_{28} ＝ 0.0461
H_{29} ＝ 0.0243